

3/1x

多国籍企業の税逃れを防ぐことを狙った経済協力開発機構（OECD）の国際課税の新ルールが、日本企業にも適用される。今年4月以降始まる会計年度分から、海外の子会社の正確な収益や納税額を把握し文書化して税務当局に提出することが求められる。対応を急ぐ企業の動きを追った。

OECDの新ルールでは企業は3つの文書の提出が求められる。①グループ全体の構造に関する「マスターファイル」②海外子会社の取引などに関する「ローカルファイル」③国別の収益や納税額などをまとめた「国別報告書」だ。日本でも昨年12月に閣議決定した2016年度の税制改正大綱に対応が盛り込まれた。

三井物産は15年3月期分から国別報告書の試案を作

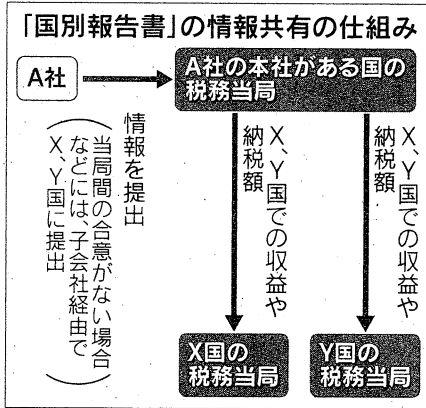
## 国際課税新ルール、日本企業でも適用

### 法 務

# 海外子会社の情報収集

成している。大伏昭・経理部税務統括室次長は「連結決算をまとめる従来の作業では把握していない、各国での実際の納税額や課税所得などを追加で集める準備をしている」と説明する。

日本企業は外国の連結子会社の納税額については理論的な課税所得に実効税率をかけて認識し、現地の課税所得の計算ルールまで詳細に把握していないこともある。「会計上は、重要性のないものには簡便な取り扱いが認められている」（多国籍企業の税務に詳しい小林真一税理士）ためだ。ブリヂストンは文書作成に必要な項目を海外子会社などと共有している。税務



## 本国との二重課税リスクも

情報を上乗せして集められるよう、17年12月期決算までに既存の連結決算用のシステムを改良する方針だ。日立製作所も既存の連結決算システムを活用して作

新ルールが円滑に機能すれば各国の税務当局は直接国に比べて下げる必要がある。多国籍企業のお金の流れがガラヤイセンズ料の徴収に

「想定問答集」の作成を進めている。ライセンズ料の徴収に

（三宅一成）

成する。ただ買収直後などでシステムに入っていない企業は、その会社が属する社内カンパニーの本部が個別に情報収集し、本社に報告する体制を敷く。

「同じ製品を扱っているのに、ある国と別の国で営業利益率が異なる場合、利益率が低い国から物言いが付く可能性がある」と、同社の奥津晃・経理部税務グループ次長は警戒する。当局からの指摘に対し「競争

ど、日本側で既に納税している海外子会社との取引で追徴課税されれば二重課税状態となる。中国や東南アジアなどの新興国は課税強化の姿勢を強めており「当局からの指摘に対し客観的な資料をもとに説明できれば、二重に課税される恐れもある」（国際税務に詳しい角田伸広税理士）。

OECDは租税条約に基づく相互協議で解決すればよいとの立場だ。だが「相互協議は努力義務。不調なら二重課税は解消されない。国内の税務当局に異議を申し立てることも可能だが、企業側が勝つ確率はまだ低い」（移転価格税制が専門の大河原健税理士）だ。備えが重要だ。最初の文書提出期限の18年3月末に向け気を抜けない日々が続く。